

東御市障害者総合支援協議会委員名簿

任期：(令和6年4月1日～令和8年3月31日)

(敬称略)

区 分	団 体 等	氏 名	備考
障がい者団体	東御市身体障害者福祉協会	高橋 美也子	
	東御市聴覚障害者協会	松 林 祐 子	
	ゆるりの会（視覚障がい者団体）	福 井 紀 子	
	東御市手をつなぐ育成会	北 沢 恵 子	
	東御市陽だまりの会（精神障害者家族会）	井 出 容 子	
	はこべの会（障がい児親の会）	小 林 里 枝	
	ぴかそくらぶ（発達障がい児親の会）	池本 智恵子	欠席
社会福祉事業者	特定非営利活動法人 笑明日	間 島 睦 子	
	社会福祉法人 みまき福祉会	宮 澤 優 里	
社会福祉関係者	東御市社会福祉協議会	高 岡 久 章	
	東御市民生児童委員協議会	直 井 孝 信	
	りらの会（ボランティア団体）	大 居 寿美子	
教育関係者	上田養護学校	藤 森 哲	欠席
	東御市教育支援委員会 称津小学校	田 中 章 子	
アドバイザー	上小圏域障害者総合支援センター	橋 詰 正	

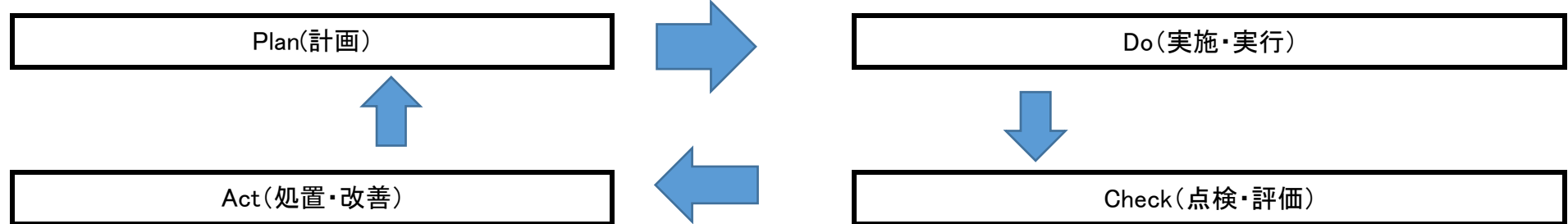
【事務局】

健康福祉部		健康福祉部長	寺田 嘉彦	子ども家庭支援課	子ども家庭支援課長 兼 子どもサポートセンター次長	小林 裕次㊦
	福祉課	福祉課長	掛川 一郎		子ども政策係長	大塚 しのぶ
		福祉援護係長	渡邊 恵美子		子ども政策係 副主幹	山路 綾
		福祉援護係 主査	荒井 千加子		子ども政策係 指導主事	畑田 一心
		〃 主査	市村 希和子		子ども政策係 保健師	昆 雅子
		〃 主査	村山 希		保健地域医療係長	柳澤 亜紀
		〃 精神保健福祉士	翠川 洋子㊦	健康増進係長	笹井 涼子	
教育委員会事務局教育部				教育課	学校施設係 課長補佐・係長	小宮山 真二
保育課	保育係長	小林 綾	学校教育係 課長補佐・係長		高野 美奈	

第4次東御市障がい者計画 令和6年度 PDCA評価

(令和6年11月30日現在)

資料1



1・・・未実施、2・・・一部実施、3・・・実施

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
1章1節 福祉サービスの充実					
1. 障がい者・児の福祉サービスの充実	(1) 障がい福祉サービスの提供体制の充実及び質の向上	18	2	事業所や行政、関係者が定期的に支援会議を行い、利用者の要望に沿ってサービス提供を行えるよう努めるとともに、東御市民間介護・福祉事業所連絡会や多職種連携会議にて情報交換等の機会を設けている。 居宅介護については利用希望に比べてサービスの提供量が少ない現状が継続しているため、サービスの受け入れは利用者のニーズに合わせ、圏域及び広域で調整をしている。 令和6年8月には市内に就労継続支援B型事業所が1か所開所した。令和7年2月には児童発達支援事業所、4月には新しいグループホームが開所予定である。	今後も、関係機関との情報交換・意見交換等を通じて質の高いサービスを提供できるよう努める。 ヘルパー不足については、地域包括支援係と社会福祉協議会が有償ボランティアによる日常生活サポート事業の準備中であり、障がいサービスも共にサービス量の安定供給に取り組む。
	(2) 障がい福祉サービスの整備・拡充		2		
	(3) 事業所間の連携体制の強化		3		
	(4) グループホーム開設の促進や短期入所の受け入れ施設の拡充		3		
2. 相談支援体制・情報提供の充実	(1) 相談支援事業所や相談支援専門員の質及び数の充実	18	2	市内相談支援事業所数は現在5か所となっている。相談支援専門員数は9名である。 児童の相談支援事業所は少ない現状が続いている。 窓口相談時には福祉のしおり等を活用し、個人に合わせて福祉サービス等に関する情報提供を実施している。市報やホームページ等にも随時情報を掲載している。	相談支援専門員の質の向上については、圏域において「OJT体制整備事業」を実施し、事例を通してスキルアップを図っているため、今後も継続していく。 指定特定及び一般相談支援事業所の設置については引き続き、必要に応じて設置を促進していく。 福祉のしおりの配布、ホームページやLINEによる情報発信、障がい福祉サービスの説明希望者へ個別に対応する等、必要な方への情報発信に一層努める。
	(2) 指定一般相談支援事業所の設置促進		2		
	(3) 気軽に相談できる相談窓口づくり、専門的知識を有する職員の配置		3		
	(4) 障がい福祉に関する情報提供の充実		3		
1章2節 移動支援対策の推進					
1. 移動支援の充実	(1) 福祉有償運送サービスの周知、促進	19	3	個別相談時や手帳交付時に移動支援サービスの内容について説明している。福祉有償運送については市外で登録のあった1事業所が事業規模縮小となり2か所となった。現在実施している事業所も新規受け入れが難しい状況である。 介護タクシーの事業所が新たに立ち上がったため、移動支援について今後連携していく。	引き続き個別相談時及び手帳交付時等において移動支援サービスの周知について継続していく。 また障がい者に対する移動支援サービス提供事業所の設置・増強について、事業所に対して働きかけを行っていく。 これからの地域公共交通の在り方について、引き続き地域公共交通会議を中心に関係機関・関係部署で連携し、障がい者・高齢者も利用しやすい交通システムについて検討していく。
	(2) 交通手段について先進事例の研究		3		
	(3) 公共交通機関等の割引についての周知、理解促進		3		
	(4) 移動に関する支援の充実強化		2		
2. 移動に関する助成事業の推進	(1) 自動車運転免許取得や自動車改造に要する経費の助成	20	3	各事業について、手帳取得時の周知をはじめ、事業該当対象者への通知や、個別相談時に周知を図っている。 タクシー券助成について、令和6年度よりデマンドバスの利用も可能となり、利用者の増加につながっている。	タクシー券の助成について、令和5年度末にタクシー事業者が市内1社となってしまったため、令和7年度より市内2社の介護タクシー業者も利用できるように改正する予定。
	(2) 特定疾患等患者の通院費補助		3		
	(3) 障がい児施設への通園費用補助		3		
	(4) 福祉タクシーの運賃の助成		3		
	(5) 補助犬の飼育費用の助成、理解促進		3		
	(6) タクシー券助成制度		3		
1章3節 生活安定支援施策の充実					
1. 給付事業・助成事業の推進	(1) 障害年金制度の周知・啓発	22	3	各種給付・助成事業について、福祉のしおりやパンフレット、ホームページ等を活用して広く周知を行うとともに、個別のケースに応じて情報提供等を実施している。	各種要件を満たしている方に漏れなく最新情報を提供できるよう、福祉のしおりやパンフレット、ホームページ等を更新し、今後も周知に努める。
	(2) 各種福祉手当の周知及び給付		3		
	(3) 重度障がい者(児)の医療費自己負担分の助成		3		
	(4) 市営住宅の入居時の家賃の減免や優先入居、単身入居等の措置		3		
	(5) 心身障害者扶養共済制度の周知、加入促進、助成		3		
	(6) 各種制度やサービスについての周知		3		

1・・・未実施、2・・・一部実施、3・・・実施					
P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
1章4節 雇用と就労支援の強化					
1. 就労に関する相談支援の充実・雇用に関する啓発	(1) 就労相談体制の充実、就労希望者への支援、企業の啓発	24	2	障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、まいさぼ東御等の関係機関と連携や情報共有を行っている。また、圏域で企業に対して研修を開催し、障がい者への理解を促す取り組みを行うとともに、就労系福祉サービス事業所の職員に対し、情報共有シートの普及に向けての研修を開催している。	障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、まいさぼ東御、市の商工観光課等の関係機関・関係部署と連携を図っていく。また、圏域において、より多くの企業等が参加しやすい研修会を実施するとともに、企業等から障がい者雇用について好事例の収集及び発信を行い、障がい者雇用の拡大を図っていく。
2. 一般就労の促進と定着支援	(1) 就労移行支援事業に関する情報提供、事業所の確保	25	2	一般就労に必要な知識や能力向上のための訓練を実施する福祉サービスについての情報提供を行うとともに、関係機関と連携を図り、一般就労への促進に努め、令和5年度は障がい福祉サービスを利用していた8名が就労につながった。また、就労の継続及び定着支援については、市外の就労定着支援事業所や障がい者就業・生活支援センターを活用することが多く、ジョブコーチの活用は低迷している状況である。	引き続き、関係機関と連携しながら、一般就労の促進に努める。また、市内に就労定着支援事業所が設置されるよう、支援会議等を活用し事業所への働きかけを行っていく。
	(2) 就労に関する関係機関への取次ぎ		3		
	(3) 多様な勤務形態の普及や適切な就労の場の確保		3		
	(4) ジョブコーチの活用		2		
	(5) 就労定着支援の周知及び利用促進		3		
3. 福祉的就労の充実	(1) 働く場の提供、訓練、情報提供の充実	25	3	市内には、就労継続支援A型事業所が2か所、B型事業所が8か所あり、見学や体験を通して、本人のニーズや希望に応じた事業所につなげることができるよう取り組んでいる。また、就労につなげる前段階として、地域活動支援センターの利用や、まいさぼ東御とも連携し就労準備支援事業等の利用についても情報提供を行い、利用につなげる取り組みを行っている。	引き続き、関係機関と連携しながら、個別に合わせた情報を提供していく。また、庁内でも障害者優先調達推進法に基づく優先調達を継続することで工賃水準の底上げに努めるとともに、支援会議等を活用して事業の拡充に向けた働きかけを行っていく。
	(2) 就労継続支援事業所等の基盤整備		3		
	(3) 作業工賃水準の底上げへの取り組み		3		
	(4) 地域活動支援センターの周知と事業の拡充		2		
2章1節 障がいへの理解と権利擁護の推進					
1. 相互理解の推進	(1) 教育現場での福祉教育の充実や障がいの理解を深める取り組み	28	3	社会福祉協議会、教育委員会等の関係機関・関係部署と連携し、教育現場での障がい理解を深めている。また、令和5年度はハートをつなぐ障がいセミナーにて精神障がいの理解についての講演を開催した。令和6年度はハートをつなぐ障がいセミナーを東御市障がい者福祉のつどいにあわせて開催し、障がい者への理解促進を図った。	相互理解を深めるためには実際に交流する機会が重要であるため、市内各事業所と連携し、地域住民と障がい者との協働の機会を設けていく。また、相互理解の推進を図るため市民向けのセミナー、研修会等の啓発を継続していく。
	(2) 各関係機関と連携し、職場での障がい者理解の促進		3		
	(3) 障がい者と地域住民との交流支援		2		
	(4) 障がいに対する各強化月間等における啓発活動		2		
	(5) ボランティア活動を通じた理解促進		2		
	(6) ハートをつなぐ障がいセミナーや研修会、勉強会の開催		3		
2. 虐待防止の推進	(1) 虐待等防止総合対策推進協議会、障がい者虐待の防止	28	3	虐待等防止総合対策推進協議会において、市内での虐待の状態や傾向などを把握し対策を検討している。再発防止の観点から早期発見、早期対応に努めている。また、広報等で周知・啓発を実施している。令和6年度の個別の案件については、上小圏域の市町村と連携して対応した。(調査の結果虐待と認定されなかった)	引き続き、虐待の防止と早期発見、早期対応及び周知・啓発に努める。
	(2) 虐待防止・早期発見の普及啓発、各関係機関との連携		3		
	(3) 虐待防止に関する周知・啓発		3		
3. 障がい者差別解消の推進	(1) 障害者差別解消法についての周知・啓発活動	28	2	令和6年7月号市報とうみにおいて、障がい者差別解消法についての周知を行った。	障害者差別解消法や障がい者への理解の促進を図るため、セミナー等を通じて引き続き周知・啓発を行っていく。
	(2) 障害者差別解消法に基づいた、事業所に対する取り組み		2		
4. 意思決定支援・成年後見制度の推進	(1) 成年後見制度の普及啓発、利用促進	28	2	上小圏域成年後見支援センターや関係機関との連携を図り、成年後見制度の普及啓発に向けて、講演会や相談会を実施している。選挙時は投票所の環境整備を行うとともに、状況に応じて個別に対応している。また、サービス利用等に関しては支援会議等で障がい者本人の意向を確認し、意思決定支援を進めている。	今後も上小圏域成年後見支援センターや関係機関との連携を図り、成年後見制度の更なる普及啓発と利用促進に努める。また、意思決定支援を更に充足させるため、支援者への啓発活動を継続していく。
	(2) 選挙等に関する権利行使の支援、体制づくり		3		
	(3) 障がい者一人一人の意思決定支援		3		

1・・・未実施、2・・・一部実施、3・・・実施					
P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
2章2節 コミュニケーション支援の充実					
1. コミュニケーション施策の推進	(1) 手話通訳者の福祉課への配置	30	3	手話通訳者の派遣や広報等の点訳・音訳、日常生活用具(情報・意思疎通支援用具)給付事業、手話通訳者養成講座等を実施している。 令和3年度から遠隔手話通訳システムを活用した意思疎通支援事業を行っている。遠隔手話通訳システムの利用紹介や情報提供を行っているが、利用の希望はない。	引き続き、遠隔手話通訳の利用方法や情報提供等の周知に努める。 今後必要な方への情報提供を通じ、支援を推進していく。
	(2) コミュニケーション支援事業		3		
	(3) 手話奉仕員の養成		3		
	(4) 点字・音訳による情報提供		3		
	(5) 点訳・朗読奉仕員の人材養成		3		
	(6) 日常生活用具給付事業の普及		3		
2章3節 余暇活動の充実					
1. スポーツ・文化芸術活動の推進	(1) 身体教育医学研究所と連携	32	3	身体教育医学研究所が事務局を務める「みんなの健康×スポーツ」実行委員会で連携しながらユニバーサルスポーツの普及を図っている。 県障がい者スポーツ大会は令和5年度はフライングディスクに1名出場、令和6年度は陸上に1名出場した。 令和6年度は5年ぶりに上小・県障がい者スポーツ大会が開催された。天候に左右されにくい体育館においてのボッチャ大会を開催した。 文化芸術活動については、障がい者団体や障がい者施設へ文化芸術祭等の情報発信をした。その他の文化芸術活動にはポスター掲示等を行っている。	東御市内ではボッチャの競技人口が増加しており、各大会も盛況である。また、小中学校での車椅子バスケットやボッチャ等のユニバーサルスポーツ体験を通じて障がい者理解の促進につなげている。 上小地区障がい者スポーツ大会では、今後も当事者や関係団体などの意見を踏まえた開催や大会内容になるように努める。 今後大会等の情報発信を継続していく。
	(2) スポーツ・レクリエーションによる交流や社会参加		3		
	(3) 全国障害者スポーツ大会等への選手の派遣、開催に対する支援		2		
	(4) 移動支援事業等、余暇活動の機会の提供		3		
	(5) 創作活動等の発表の場と文化芸術の鑑賞機会の支援		3		
	(6) 自主的な文化芸術活動の振興支援		3		
2. 交流・ふれあい事業の推進	(1) 希望の旅事業	33	3	重度心身障がい者希望の旅補助事業や親の会・家族会の活動を支援し、当事者や家族同士の交流を推進している。	事業等を継続し、当事者や家族同士の交流が図れるように支援していく。
	(2) 市内の各種イベント及びスポーツ大会などへの参加促進		3		
	(3) 長野県内各協会における交流会やイベント等の活動への参加促進		3		
	(4) 障がい者の当事者会、親の会、家族会の活動支援		3		
3章1節 療育体制の充実					
1. 地域療育システムの充実	(1) 各課連携の療育システムの構築	35	3	令和4年4月に子どもサポートセンターが開設され、障がいの有無にかかわらず、0歳～18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、子育てに対する不安や悩み、家庭内の問題など、あらゆる悩み事について、関係機関と連携を図りながら、保健・福祉・子育て・保育・教育が一体となって、継続的で切れ目のない支援を実施している。専門的な療育支援としては、R6年度より、OT/STによる専門発達相談を定期的に実施している。安心できる居場所の確保としては、R6年4月開所の子ども第三の居場所が放課後の選択肢の一つとなっており、適切な居場所について検討しながら受け入れを行っている。保育園や児童館等の受け入れについては、個別の状況を勘案しながら受け入れの検討を行っている。適切な医療受診ができるよう、保健師等を通じて医療機関と連携している。	子どもサポートセンターとしての保健・福祉・子育て・保育・教育の担当課が改めて密に連携し、専門分野を活かしながら、かつ横断的に支援を行うことでより有効な個別支援の充実を図っていく。また、2月には児童発達支援事業所が1か所新設され、地域の専門的療育支援がより充実する見込みである。 児童発達支援や放課後デイ等の療育の場、また、保育園、児童館・児童クラブ、子ども第三の居場所などの様々な支援機関について、どこが児童と保護者にとって最適なのか、インクルーシブの観点からも検討する場を構築していく必要がある。
	(2) 庁内相談員連携と相談の充実		3		
	(3) 外部連携と専門相談の充実		3		
	(4) 運動発達支援		3		
	(5) 専門療育の整備		3		
	(6) 福祉サービスの充実と子育て支援施策の受け入れ促進		3		
	(7) 加配保育士配置と個別支援の充実		3		
	(8) 医療機関との連携		3		
2. 一人ひとりに応じた教育の推進	(1) 通常学級と特別支援学級の充実	35	3	特別支援教育支援員を配置し、特別支援学級と原学級とが交流しやすくなるよう配慮している。教職員とともにチームで支援に当たるシステムに移行することで、成果を上げられるようになっている。 発達障害の診断がある児童生徒、およびWisc検査を要請するすべての児童生徒について、個別の教育支援計画の提出を求めるとともに、個別の指導計画についても各校で作成するよう指示をしている。特別支援教育コーディネーターのスキルアップ研修を行っている。 LD等通級指導教室の担当者がMIMの活用や各校の研修会で講師を務めるなど、通級指導教室の役割を果たしてきている。SSTについては、通級指導教室利用者を中心に、和小でグループSSTを年間7回実施している。 全教職員を対象に「インクルーシブ教育講演会」を開催し、学校職員会会員の優れた実践を学び合う場を持っている。 ※MIM:アセスメントと指導を繰り返しなが読みやすさを育むための指導・支援モデル	特別な配慮を要する子どもが増えてきているため、特別支援教育支援員の効率的な活用について工夫していく。 特別支援教育コーディネーター連絡会で呼びかけ、支援会議に個別の教育支援計画を活用できるよう配慮していく。 SSTの実施に合わせ、保護者対象のペアレントトレーニングを実施し、相乗効果を狙う。 「インクルーシブ教育講演会」では、小中高の通級指導教室担当者を講師に、小中高での継続した支援のあり方について提言してもらう。
	(2) 特別支援コーディネーターの強化と個別の指導計画・教育支援計画の活用		2		
	(3) LD等通級指導教室の活用とSST		3		
	(4) インクルーシブ教育と研修		3		

1・・・未実施、2・・・一部実施、3・・・実施

P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
3. 副次的な学籍の更なる推進	(1) 副次的な学籍の推進	35	3	特別支援学校に通う全ての児童生徒が、市内の小中学校に副学籍を置いている。副学籍の趣旨がわかる資料を作成し、「副学籍」に関する希望調査とともに配付し、結果として、連絡がスムーズになり、交流に対する保護者の意向も掌握することができている。	引き続き保護者の意向と学校の調整がスムーズにいくよう配慮し、地域校とのつながりが実感できるような交流を促進していく。
4. 家族支援	(1) 相談窓口の明確化と丁寧な相談	36	3	子どもの相談窓口については、子どもサポートセンター開設により一本化された。 R4年度以降、子育て世帯訪問支援事業、見守り支援員派遣事業、児童健全育成支援拠点などの新しい事業を創設し、障がい児の子育て世帯の負担軽減を行うことにより、親子関係の改善や虐待の防止を図っている。ペアレントトレーニングは、外部委託講師と、子どもサポートセンター職員が、個別・集団の形式で実施している。親の会については開催を支援しつつ、課題共有をし、今後の在り方を検討している。	子育て世帯訪問支援事業等については、支援の必要な家庭に適切に行き届くよう状況確認し、アウトリーチを展開していく。ペアレント・トレーニングについては、対象者やグループ分けの再検討をし、より効果的で幅広い対象者に拡充していく。親の会については、就学前～低学年の核となる参加者の小集団を作りながら、新たな活動に結び付けていく。
	(2) ペアレントトレーニング等による支援		3		
	(3) 子育ての負担軽減と養育環境の安定		3		
	(4) 親の会等の支援		3		
3章2節 保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化					
1. 早期発見・早期支援の充実	(1) 乳幼児健康診査、5歳児発達相談会の充実	38	3	乳幼児健康診査や5歳児発達相談会に子どもサポートセンター職員も介入しながら、発達状況の確認や子育て相談に応じている。その中で必要な児童については、医師、OT、ST等による適切な専門相談や児童発達支援事業所等の療育支援につなげている。	今後もより丁寧な聞き取りと相談に努め、健診でのフォロー体制の強化を行うとともに、担当職員のスキルアップを図りながら、さらなる早期発見・早期療育支援につなげていく。
	(2) 乳幼児家庭訪問による相談の充実		3		
	(3) 育児相談等各種相談の充実		3		
2. 切れ目のない支援の推進	(1) 保育、教育、労働、保健、福祉の連携による安定した支援環境	38	3	市役所内外の関係機関と密に連携しながら、子どもサポートセンターが早期に関わり、支援が途切れることのないよう、子どもと家庭を支える伴走支援体制を築いている。サポートブックについては、就学前～低学年の児童の保護者を募り、作ってみよう会を開催し、周知をした。義務教育終了後の支援については、福祉事業所やまいさば、障害者就労・支援センター等と連携し進路の検討を行った。	支援ニーズを的確に把握し対応しつつ、切れ目のない支援を継続していく。サポートブックについては、就学前の児童を中心に改めて周知していく。義務教育終了後の不適応に備え、中学校3年生の児童を対象に子どもサポートセンターのチラシを配布する。18歳以降のサービス未利用者の支援体制について検討する。
	(2) 個別支援計画等の支援情報の適切な引継ぎ		3		
	(3) サポートブックの周知と作成推進		3		
	(4) 義務教育終了後の支援		3		
3章3節 多様な障がいへの支援					
1. 発達障がい等に対する支援の充実	(1) 発達障がいの支援	39	3	発達障がいについては、関係機関と連携を取りながら、個々に応じた支援が提供されるよう努めている。強度行動障がいについては、圏域として全数把握を行い、専門的な対応方法について学ぶ研修会を実施した。高次脳機能障がいについては、相談から適切なサービスにつなげている。重症心身障がいについては、全数把握し相談に応じている。	引き続き、関係機関との連携強化と適切な相談に努める。特に強度行動障がいについては、圏域課題として具体的な支援方法等について検討しつつ、支援者の質の向上も図っていく。
	(2) 強度行動障がいの支援		3		
	(3) 高次脳機能障がいの支援		3		
	(4) 重症心身障がいの支援		3		
2. 医療的ケア児の支援体制の充実	(1) 包括的支援チームづくり	39	3	退院後の地域移行に備え、入院中から多職種による包括的支援チームを作る取り組みが行われている。令和4年度に開所した上小圏域4市町村共同設置の児童発達支援・放課後等児童デイサービス事業所に、市内6名の医療的ケア児のうち2名が通所中。医療的ケア児の療育の保障及び保護者の負担軽減につながっている。	引き続き、圏域及び市の協議会で現状確認を行い、課題等の共有と検討を行っていく。また、退院時の地域移行について病院等と密に連携し、必要な資源と結びつけながら家庭養育を支えていく体制を構築する。
	(2) 多職種連携		3		
	(3) サービスの確保		3		
	(4) 実態把握と課題及び情報共有		3		

1・・・未実施、2・・・一部実施、3・・・実施					
P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
3章4節 地域生活への移行支援					
1. 地域移行の推進	(1) 地域移行支援の充実	41	3	入院している障がい者に、面会や会議等を行い、医療機関と連携しながら退院時の支援体制の構築を図っている。施設入所者の地域移行は、平成28年度は1名、平成29年度以降は地域移行者は0名であったが、令和6年度に1名、グループホームから地域生活に移行することができた。地域移行支援や地域定着支援を行う、指定一般相談支援事業所は市内に1か所あり、精神科病院に入院している方等へ必要に応じサービスの周知を図っている。	施設や地域での生活等のニーズ把握をすすめ、関係機関と意見交換等を通じて質の高いサービスを提供できるよう努める。また、一般相談支援事業所の整備促進については、事業所へ情報提供し、働きかけを行っていく。
	(2) 指定一般相談支援事業所の整備促進		2		
	(3) 医療的支援体制の構築		3		
	(4) 講演会や学習会など、啓発活動の実施		3		
2. 住まいの場の確保	(1) グループホームの整備促進	42	2	障がい者の地域における住まいの場であるグループホームは、市内に4か所あるが、重度の障がい者が入居できるグループホームが少なく、地域移行が困難である。令和7年度に市内にグループホームが1か所開所される予定である。公営住宅を希望する障がい者には、優先入居制度等の紹介を行っている。	関係機関と情報共有や意見交換を行い、グループホームの整備に向けた取り組みの実施に努める。
	(2) 地域生活における不安解消のため、入所体験等の利用促進		3		
	(3) グループホームの家賃の補助		3		
	(4) 公営住宅入居に関する制度(減免制度、優先入居制度)の周知		3		
	(5) 長野県あんしん創造ねっと入居保証事業の周知・利用促進		3		
3章5節 地域包括ケアシステムの充実					
1. 包括的な支援体制の整備	(1) 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行援助	44	3	東御市民間介護・福祉事業所連絡会で、障がい福祉サービスから介護保険サービスへスムーズに移行ができるよう、それぞれのサービス内容に関する情報交換や移行時の問題点について意見交換を行い、スムーズな移行できるように努めている。 障がい福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、行政が集まる機会を設けることで関係機関が顔の見える関係性となり連携強化が図れ、適切な支援につなげることができる。 障がい者・家族の高齢化により、自宅での生活に不安を抱える方々からの相談に対して短期入所施設の体験等を紹介している。 成人版サポートブックについて、令和5年度には他市のサポートブックの情報収集を行った。	事業所に対して体験事業の周知を行い、体験の受け入れ事業所の増加に努める。 成人版サポートブックの作成については、すでに作成している県外市や団体のサポートブックの内容を研究した。 今後は児童版サポートブックを作成した時のように、家族が伝えたいことを中心とした内容とするため、ご提案いただいた手をつなぐ育成会を中心に障がい者団体の方々と内容等を検討する必要がある。
	(2) 成人版のサポートブックの作成を支援		2		
	(3) 障がい者の意思決定の支援、相談支援体制の一元化		2		
	(4) 障がい者の高齢化や親亡き後を見据えた体制づくり		2		
	(5) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築		2		
2. 地域生活を支えるサービス等の充実	(1) 居宅サービスの質的、量的確保と体制整備	45	2	緊急ショートを受け入れ・対応は上小圏域6施設の輪番により実施しているが、令和7年度よりみまき福祉会が加わることとなった。 緊急時の対応体制は整っているが、東御市内に障がい単独で短期入所を行っている事業所がなく、市内で短期入所を利用したいという要望に十分沿うことができていない。令和7年度に障がい単独の短期入所について1施設が開所予定である。 また、夜間を含む緊急時対応については、個別のケースに応じて各種事業の周知を図っている。	障がい者に対する短期入所サービス提供事業所の設置・増強について、東御市民間介護・福祉事業所連絡会等において事業所に対して今後も働きかけを行っていく。 今後も各サービスについて必要な方への周知を推進していく。
	(2) 地域活動支援センター事業の充実		2		
	(3) 地域定着支援の周知・利用促進		3		
	(4) 自立生活援助について周知・利用促進		3		
	(5) 緊急時対応のための相談体制等の充実、実態の検証、検討		3		
4章1節 福祉のまちづくりの推進					
1. 人にやさしい福祉のまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりを推進し、地域で支えあう体制を整備	48	2	障がい者に配慮したまちづくり推進のため、市民に対する普及啓発の機会を持つとともに、「ヘルプマーク」や「信州パーキング・パーミット制度」の普及・啓発を実施している。また民生児童委員との連携を図っている。 必要な際には利用できるサービスなどを個別に情報提供している。 令和6年11月に社会福祉協議会と共催し、ダウン症モデルの菜桜さんと母のを斉藤由美講師に「ダウン症の娘の夢を追いかけて ～Angel★Smileと共に～」と題してハートをつなぐ障がいセミナーを開催した。	引き続き、ハートをつなぐ障がいセミナーを実施し、市民への啓発の機会を持つ予定である。 引き続き普及・啓発活動を実施していく。
	(2) 事業者や市民に対し障がい者への合理的配慮の普及啓発を図る		2		
	(3) 地域の団体や当事者の方に対する情報提供等の支援		3		
	(4) 目に見えない障がいをお持ちの方にも配慮ができるまちづくり		3		
	(5) 地域福祉計画に基づく、地域住民による相互支援の推進		2		
	(6) 民生児童委員との連携		3		

1・・・未実施、2・・・一部実施、3・・・実施					
P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
2. ボランティア活動の推進	(1) ボランティア活動やボランティア人材育成等により理解を深める	49	2	ボランティア活動の拠点となる社会福祉協議会の活動支援を通し、活動に必要な情報提供に努めている。人材育成に関しては手話奉仕員養成講座のほか、社会福祉協議会において音訳・点訳奉仕員養成講座を継続して行っている。	社会福祉協議会との連携を継続しながら、今後もボランティアの人材確保や活動支援を実施していく。
	(2) 社会福祉協議会の活動を支援、周知		3		
	(3) 障がい者を支えるボランティア活動に対する情報提供等の支援		3		
	(4) ボランティア養成講座や学習会の開催		3		
	(5) 福祉の森ふれあいフェスティバル等の活動を支援		3		
3. 福祉人材の養成確保	(1) 社会福祉士や精神保健福祉士、手話通訳者等の有資格者の確保	49	3	社会福祉士や精神保健福祉士、手話通訳者等が市内に在籍し、必要時に専門的な支援ができるよう努めている。民生児童委員への情報提供や研修の機会の確保等、随時実施している。	引き続き、人材の確保に努めるとともに、民生児童委員との連携体制も維持していく。
	(2) 民生児童委員と連携し、研修・情報提供などにより連携体制を維持		3		
4章2節 生活環境基盤整備の推進					
1. 公共施設等の整備	(1) 公共施設等の障がい者に配慮した整備	51	2	既存施設については案内表示等を随時更新している。現在市営住宅では、車いす利用者に配慮した居室が整備されている。	車いす利用者に限らず、障がい者に配慮した公共施設等の整備を関係機関、関係部署と連携し進めていく。県営住宅の視覚障がい者用居室について空き情報などが入った際には個々のケースに応じた紹介を継続していく。
	(2) 市営住宅の建設や改修整備におけるバリアフリー化		3		
2. 住環境の整備	(1) 障がい者の居住環境を改善のための支援	51	3	令和6年度に障がい者に優しい住宅改修事業の利用が1件あった。65歳以上の障がい者からの相談が多く、高齢者にやさしい住宅改良事業や介護保険サービスへ相談をつなげている。令和6年度は市報とうみにて障がい差別の解消と合理的配慮について周知を行った	引き続き、助成を実施していく。今後も民間事業者へ研修等の案内をすることを通して、障がいへの理解を促進していく。
	(2) 民間施設の障がい者の利用に配慮した整備の促進、啓発等		3		
3. 道路環境の整備	(1) 道路環境整備の充実	51	2	要望が出た際に点字ブロック、街灯、音響信号、段差解消等の整備については関係機関と連携を図りながら整備を進めている。また、道路の安全のために巡回パトロールを関係部署で実施している。	引き続き、関係機関、関係部署と連携を図りながら整備に努める。
	(2) 幅の広い歩道の整備や歩道の段差切り下げ等の整備推進		2		
	(3) 道路パトロールの充実		2		
	(4) 見やすく分かりやすい道路標識や道路標示などの整備を推進		2		
4章3節 保健・医療サービスの充実					
1. 健康づくりの推進	(1) 各種検(健)診や健康相談の充実	53	3	特定健診をはじめ、各種がん検診や健康相談、重度障がい者(児)に対する訪問歯科検診等を実施し、健康の保持増進に努めている。	今後も必要に応じて継続的に相談や事業の活用ができるよう、体制を維持していく。
	(2) 健康づくり計画「健康とうみ21」の推進		3		
	(3) 障がい者とその家族に対する栄養指導		3		
	(4) 在宅重度心身障がい者(児)の方への訪問歯科健診の実施		3		
2. 社会的リハビリテーションの充実	(1) 長野県立総合リハビリテーションセンターの利用促進	53	3	障がいの特性、または利用者の生活目標に応じてリハビリテーションが受けられるよう、専門機関と連携し支援を行っている。また、障がい福祉サービスにより、地域生活や社会参加を支援している。	当事者のニーズに応じて情報提供を継続すると共に、関係機関との情報交換・意見交換等を通じて質の高いサービスが提供できるよう努める。
	(2) 精神障がい者の社会復帰促進のための支援の充実		3		
	(3) 社会的リハビリテーションを活用した、社会参加の促進		3		
3. 難病患者に対する支援の推進	(1) 関連機関の連携強化、相談支援の充実とサービスの提供	54	3	在宅重度障がい者及び難病患者への相談支援を行っているほか、特定疾患等通院費の助成を行っている。令和5年度及び6年度は手帳を所持していない難病患者の日常生活用具給付等の実績はないが、個別相談時にサービスの周知に努めている。	引き続き、相談支援、通院費の助成を継続し、必要なサービスの提供に努める。また在宅生活を継続できるよう、日常生活用具給付等のサービスを周知していく。
	(2) 特定疾患等の患者が通院に要する交通費に対しての助成		3		
4. 医療費の自己負担軽減	(1) 市の福祉医療制度の継続、周知	54	3	障がい者(児)の医療費自己負担額の軽減をする福祉医療制度・自立支援医療の提供を継続して行っている。制度利用については問い合わせも多く需要が高いことがわかる。	個別に合わせて制度を周知していく。また、市国保加入者の自己負担免除を継続していく。
	(2) 自立支援医療制度における市国保加入者の自己負担免除		3		

1・・・未実施、2・・・一部実施、3・・・実施					
P(計画)		頁	D (実施状況)	C(評価)	A(改善)
4章4節 防災・防犯対策の推進					
1. 防災対策の推進	(1) 避難に支援者が必要な方の名簿作成、支援協力体制の確立等	56	2	災害時における福祉課職員の配置及び役割分担について 取り決めを行っている。 また、障がい児については医療的ケア児の名簿を作成し、障がい者については、視覚障がい者及び聴覚障がい者の名簿を整備している。 令和5年度から相談支援事業所に個別避難計画の作成についての周知を行い、令和6年度からは作成に向けてのとりまとめを進めている。	医療的ケア児・視覚障がい者・聴覚障がい者の名簿の更新及びその他の障がい児・者についても災害時に安否確認ができるような名簿を作成し、災害時の迅速な状況把握に努める。また、必要に応じて個別の支援会議の実施時に、災害時を想定したシミュレーションを実施することにより、災害発生時の対応力強化を図る。
	(2) 災害等緊急時の音声や文字による情報伝達体制の整備推進		2		
	(3) 災害時の手話通訳者の派遣体制の整備		2		
	(4) 災害時における福祉避難所の設置、災害マニュアルの整備		2		
	(5) 防災訓練の実施、災害発生時の対応力強化		2		
	(6) 災害時支えあい台帳等のシステムづくりの推進		2		
2. 防犯体制の充実	(1) 安心・安全なまちづくり推進のための関係機関との連携	57	2	消費生活相談員との連携を図り、個別のケースで対応をしているとともに、市のメール配信サービス利用しながら防犯体制の整備に努めている。	引き続き、安心・安全なまちづくりを推進するために関係機関と連携を図り、メール配信サービスを利用しながら防犯体制の整備に努める。
	(2) 障がい者の消費者被害を防ぐため、消費生活相談員と連携、啓発		2		
	(3) 犯罪被害防止のための啓発活動		2		
	(4) 市のメール配信サービスを利用し防犯意識の向上を図る		2		

第7期東御市障がい福祉計画の令和6年度実施状況（令和6年11月30日現在）

障がい福祉サービス等			令和6年度目標値	実績値（）は令和5年度末数値		達成率	頁
1. 令和6年度の目標達成状況に関する項目							
①福祉施設の入所者の地域生活への移行			地域生活移行者数	1 人	0 (0) 人	0%	18
			削減見込	0 人	0 (1増) 人	0%	
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築							
保健・医療・福祉関係者による協議の開催回数			4 回	3 (4) 回			20
保健・医療・福祉関係者による協議の場の参加者	関係機関:保健	1 人	0 (0) 人				
	関係機関:医療（精神科）	1 人	0 (1) 人				
	関係機関:医療（内科・歯科等）	5 人	6 (5) 人				
	関係機関:福祉	5 人	3 (3) 人				
	関係機関:介護	5 人	3 (4) 人				
	関係機関:当事者	1 人	0 (0) 人				
	関係機関:家族	1 人	0 (0) 人				
保健・医療・福祉関係者による目標設定及び評価	関係機関:その他	5 人	6 (8) 人				
	目標設定	課題共有と検討	課題共有と検討（一）	0%			
評価の実施回数	1 回	0 (0) 回					
精神障がい者の地域移行支援利用者数			1 人	0 (－) 人	0%		
精神障がい者の地域定着支援利用者数			1 人	1 (－) 人	100%		
精神障がい者の共同生活援助利用者数			24 人	23 (－) 人	96%		
精神障がい者の自立生活援助利用者数			1 人	0 (－) 人	0%		
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数			2 人	3 (－) 人	150%		
③-1地域生活支援拠点等の整備（上小圏域統一目標）			地域生活拠点等の数	1 箇所	1 (1) 箇所	100%	21
			コーディネーターの配置	1 人	1 (1) 人	100%	
運用状況の検証及び検討の回数			3 回	2 (3) 回	67%		
③-2強度行動障がい有する者への支援体制整備			ニーズの把握、支援体制の有無	有	有 (－)		22
			実施の体制	上小圏域自立支援協議会において検討	上小圏域自立支援協議会において検討中 (－)		
④-1福祉施設利用者の一般就労への移行者数			9 人	3 (8) 人	33%		24
(1)就労移行支援から			3 人	0 (3) 人	0%		
(2)就労継続支援A型から			4 人	0 (3) 人	0%		
(3)就労継続支援B型から			2 人	3 (2) 人	150%		
④-2就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業者の割合							
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業者/市内就労移行支援事業所数			100 %	100 (－) %	100%		
④-3福祉施設から一般就労へ移行する者のうち就労定着支援の利用者							
一般就労への移行者のうち就労定着支援の利用者/就労移行支援事業者等から一般就労への移行者			0 人	0 (0) 人			25
④-4就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合							
市内に所在する就労定着支援事業所数			0 箇所	0 (0) 箇所			
上記事業所のうち就労定着率7割以上の事業所数			0 箇所	0 (0) 箇所			
⑤-1基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化（上小圏域統一目標）							
基幹相談支援センターの設置			有	有			27
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	機能強化研修	36 回	8 (29) 回	22%			
	資質向上研修	40 回	28	70%			
地域の相談支援事業者の人材育成の支援の件数			180 件	78 (40) 件	43%		
地域の相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数			3 回	2 (3) 回	67%		
主任相談支援専門員の配置人数（上小圏域）			12 人	11 (11) 人	92%		
⑤-2協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善（上小圏域統一目標）							
	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	14 回	1 (－) 回	7%	28		
	参加事業者数・機関数	98 団体	98 (－) 団体	1			
	協議会の専門部会の設置数	7 部会	7 (－) 部会	100%			
	協議会の専門部会の実施回数	35 回	19 (－) 回	54%			
⑥-1障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築							
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数			10 人	12 (9) 人	120%		30
⑥-2障がい福祉サービス等による審査結果の共有（上小圏域統一目標）			体制の有無	有	体制構築に向け検討中		
			実施の方法	圏域内事業所の請求担当者向け説明会の開催	説明会は未実施 毎月の請求時に事業所担当者と確認・共有を実施		
			実施回数	1 回	0 (－) 回		
2. 障がい福祉サービスの利用に関する項目（実績は令和6年3月～令和6年10月の1ヵ月当たりの平均サービス量）							
①訪問系サービス			居宅介護	322 時間	297 (306) 時間	92%	33
			重度訪問介護	50 時間	16 (0) 時間	32%	
			同行援護	63 時間	51 (54) 時間	81%	
			行動援護	116 時間	128 (124) 時間	110%	
			重度障害者等包括支援	280 時間	274 (275) 時間	98%	

障がい福祉サービス等				令和6年度目標値	実績値（）は令和5年度末数値	達成率	頁	
	②日中活動系サービス	生活介護		1,408 人日	1,406 (1478) 人日	100%	37	
		自立訓練（機能訓練）		10 人日	2 (1) 人日	20%		
		自立訓練（生活訓練）		66 人日	23 (75) 人日	35%		
		自立訓練（宿泊型）		90 人日	28 (103) 人日	31%		
		就労移行支援		80 人日	41 (66) 人日	51%		
		就労継続支援（A型）		273 人日	160 (197) 人日	59%		
		就労継続支援（B型）		1,632 人日	1,783 (1561) 人日	109%		
		就労定着支援		2 人日	2 (2) 人日	100%		
		療養介護		4 人分	4 (5) 人分	100%		
		短期入所（福祉型）		24 人日	28 (24) 人日	117%		
		短期入所（医療型）		4 人日	10 (6) 人日	250%		
	③居住系サービス	自立生活援助		1 人	0 (0) 人	0%	39	
		うち精神障がい者の数		1 人	0 (0) 人	0%		
		共同生活援助（グループホーム）		46 人	47 (50) 人	102%		
		うち日中サービス支援型共同生活援助		3 人	3 (4) 人	100%		
		うち精神障がい者の数		24 人	23 (27) 人	96%		
		うち重度障がい者の数		1 人	0 (0) 人	0%		
		施設入所支援		41 人	42 (42) 人	102%		
	④相談支援	計画相談支援		88 人	109 (88) 人分	124%	41	
		地域移行支援		1 人	0 (1) 人分	0%		
		うち精神障がい者の数		1 人	0 (1) 人分	0%		
		地域定着支援		6 人	6 (5) 人分	100%		
		うち精神障がい者の数		1 人	1 (0) 人分	100%		
3. 地域生活支援事業に関する項目（実績は令和6年4月～令和6年11月累計）								
①理解促進研修・啓発事業				実施	実施		42	
②自発的活動支援事業				実施	実施		43	
③相談支援事業	障害者相談支援事業		1 箇所	1 (1) 箇所	100%	44		
	市町村相談支援機能強化事業		実施	実施				
	住宅入居等支援事業		実施	未実施				
④成年後見制度利用支援事業				実施	実施		45	
成年後見制度法人後見支援事業				実施	実施			
⑤コミュニケーション支援事業	手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業		17 人	13 (13) 人	76%	45		
	手話通訳者設置事業		1 人	1 (1) 人	100%			
⑥日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具		2 件	0 (0) 件	0%	46		
	自立生活支援用具		5 件	3 (1) 件	60%			
	住宅療養等支援用具		4 件	0 (6) 件	0%			
	情報・意思疎通支援用具		6 件	0 (5) 件	0%			
	排泄管理支援用具		600 件	322 (535) 件	54%			
	居宅生活動作補助用具		1 件	0 (0) 件	0%			
⑦移動支援事業	延べ利用時間		2,400 時間	954 (1,165) 時間	40%	47		
	実利用者数		20 人	18 (19) 人	90%			
⑧地域活動支援センター事業	東御市設置分	実利用者数		22 人	24 (22) 人	109%	49	
		延べ利用者数		700 人	642 (824) 人	92%		
	圏域設置分	実利用者数		4 人	1 (3) 人	25%		
		延べ利用者数		280 人	8 (15) 人	3%		
⑨その他の事業	日中一時支援事業	実利用者数		6 人	7 (7) 人	117%	50	
		利用時間（1か月あたりの平均）		60 時間	243 (151) 時間	405%		
	点字・声の広報等発行事業			8 人	8 (8) 人	100%	50	
	奉仕員養成研修事業			22 回	22 (25) 回	100%		
	・手話奉仕員	登録数		93 人	93 (93) 人	100%		
	・要約筆記奉仕員	登録数		4 人	4 (4) 人	100%		
	・点訳奉仕員	登録数		7 人	7 (7) 人	100%		
	・音訳奉仕員	登録数		26 人	24 (26) 人	92%		
	身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業			1 人	0 (0) 人	0%	51	
	身体障がい者用自動車改造費助成事業			1 人	0 (1) 人	0%		